

# 伊方町・瀬戸町合併協議会

## 第6回会議資料



日 時：平成15年6月27日（金）午前10時30分から  
場 所：瀬戸町民センター 2階 会議室

# 会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会長（瀬戸町長）あいさつ

3 . 会議録署名人の指名について

（ ） （ ）

4 . 議 事

報 告

報告第 1 1 号 伊方町・瀬戸町合併協議会委員の変更について

報告第 1 2 号 伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会委員の変更について

報告第 1 3 号 小委員会報告について

議 案

議案第 9 号 平成 1 4 年度伊方町・瀬戸町合併協議会会計歳入歳出決算  
について

その他

伊方町・瀬戸町合併協議会への三崎町の加入について

第 7 回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

5 . その他

6 . 副会長（伊方町長）あいさつ

7 . 閉 会

## 配布資料一覧表

	ページ
<b>(報告)</b>	
1. 報告第11号 伊方町・瀬戸町合併協議会委員の変更について	1
2. 報告第12号 伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会委員の変更について	2
3. 報告第13号 小委員会報告について	3
<b>(議案)</b>	
4. 議案第9号 平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会会計歳入歳出決算 について	9
<b>(その他)</b>	
5. 伊方町・瀬戸町合併協議会への三崎町の加入について	23
6. 第7回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について	28

# 報 告

## 伊方町・瀬戸町合併協議会委員の変更について

伊方町・瀬戸町合併協議会の委員について、次のとおり変更があったので報告する。

### 記

#### 1. 規約第7条第1項第2号の委員

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
瀬戸町議会 選出議員	上 田 實	松 澤 周 作	平成15年6月23日 選任による

平成15年6月27日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会  
会長 井 上 善 一

## 伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会委員の変更について

伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会委員について、次のとおり変更があったので報告する。

### 記

#### 1 . 伊方町・瀬戸町合併協議会行政組織小委員会設置要綱第 2 条第 1 項第 1 号の委員

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
瀬戸町議会議員	上 田 実	松 澤 周 作	平成 15 年 6 月 23 日選任

平成 1 5 年 6 月 2 7 日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会  
会長 井 上 善 一

報 告 第 1 3 号

## 各小委員会報告について

各小委員会について別紙のとおり報告する。

平成15年6月27日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会  
会長 井 上 善 一

# 資 料

	ページ
1 . 住民小委員会	4
2 . 総務小委員会	6
3 . 企画小委員会	8



平成15年6月13日

伊方町・瀬戸町合併協議会  
会長 井上善一様

住民小委員会  
委員長 宮下寛

伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、住民小委員会における審議の経過について報告いたします。

開催日時	平成15年6月13日(金) 午前10時00分～12時00分
開催場所	伊方町役場 全員協議会室
出席者	委員 8名 (欠席 0名) 事務局 4名 (増田局長、山本班長、坂本班長、三好班長)

【 協議項目の審議の経過 】

《継続協議》

新町の名称の取扱いについて (項目 No.3)

新町の名称の決定作業の一般的な手順等について説明を受けたのち、新町名称候補募集要領について審議が行われ

- (1)現在の町名の取扱いについては、応募の制限をしない。
- (2)応募の数については、候補決定の際の判断材料としない。

という内容での公募の実施を決定し、次回小委員会で公募要領(案)を最終決定することを確認しました。

なお、応募作品については、住民小委員会において一定数の候補を選定し、合併協議会へ提案、合併協議会で最終決定する手順にて準備作業をすすめることを確認しました。

地方税の取扱いについて (項目 No.8)

地方税の取扱いについて、現在までの審議の状況等について説明を受けたのち、継続審議となっていた納期と納期前納付報奨金の取扱いについての審議を行い、その取扱いについては伊方町の例によるものとする事が確認されました。

なお、審議済みの事項とあわせて、地方税の取扱いについては次の調整方針(案)を承認し、決定いたしました。

[基本調整方針]

- 1 地方税(国民健康保険税を除く)の税率については2町とも同じであるため、現行のまま新町に引き継ぐものとする。
- 2 公益上その他の事由により課税を不相当とする理由により、課税を免除している者等についての取扱いについては、現行の取扱いのまま新町に引き継ぐものとし、合併後すみやかに免除理由の再調査を行い、2町間での不公平が生じないよう制度の適正化を図るものとする。

- 3 住民税及び固定資産税の納期並びに納期前納付報奨金については、伊方町の例により取扱うものとする。ただし、平成16年度については、それぞれ旧町の例による。

#### 使用料、手数料の取扱いについて（項目 No.16）

使用料、手数料の取扱いについて、現在までの審議の状況等について説明を受けたのち、手数料条例に掲げられている事務手数料について、専門部会の作業結果の審議を行い、原案どおり承認すると共に、事務局から提案された基本調整方針（案）の審議を行い、次のとおり承認し、決定いたしました。

##### [ 基本調整方針 ]

- 1 2町で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。
- 2 2町で差異のある使用料及び手数料については、次のとおり取扱うものとする。
  - ・公共施設の使用料は、2町間の類似施設等にあつては、合併時に統一が図れるよう調整する。  
なお、特別の事情により統一が困難な施設や、1町のみ設置されている施設については現行のとおりとし、新町において調整する。
  - ・水道料金については、2町の料金体系を存続させ、合併5年後を目途に統一する。
  - ・事務手数料については、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、現行単価を基準として統一に努める。

なお、公共施設の使用料等については、基本調整方針の決定を受けて、専門部会及び幹事会で調整案をとりまとめ、小委員会で審議することを確認しました。

#### 各種事務事業（国民健康保険事業）の取扱いについて（項目 No.22）

国民健康保険税の課税状況について、資料にもとづき説明を受けましたが、次回以降の小委員会で、具体的に検討審議することとなりました。

#### その他

「町字名の取扱い」に関し、瀬戸町内の一部の「甲乙」の表示を整理してはどうかについての意見が継続審議となっていました。関係機関との打ち合わせの結果、整理しないこととなり、両町の区域内の字の名称は、現行どおりとすることが承認されました。

なお、基本調整方針の確認作業については、新町の名称が決定された時点で行うことを確認しました。

平成15年6月11日

伊方町・瀬戸町合併協議会  
会長 井上善一様

総務小委員会  
委員長 樋田剛

伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、総務小委員会における審議の経過について報告いたします。

開催日時	平成15年6月11日(水) 午後2時00分～3時20分
開催場所	瀬戸町役場 3階 小会議室
出席者	委員 7名(欠席1名) 事務局 4名(増田局長、山本班長、坂本班長、三好班長)

【 協議項目の審議の経過 】

《継続協議》

財産の取扱いについて(項目 No.5)

事務局より審議の進捗状況について経過説明を受け、内容の確認を行うと共に、今後の審議手順についての確認を行いました。

2町の有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継がれるものであるという方向を基本としつつ、例外的な取扱いを要するものとして、伊方町の地区自治振興基金などについて、専門部会での作業結果をもとに、さらにその取扱いを精査していくことを確認し、継続して審議を行うことになりました。

町議会議員の任期及び定数の取扱いについて(項目 No.6)

伊方町議会の改選後、両町議会関係者による意見交換が行われ、その結果について両町議長から報告がありましたが、在任特例や定数特例についての考え方に両町間に意見の相違があるため意見集約には至らず、さらに両町議会での話し合いを進めていき、意見集約を図りたいとの内容でありました。

両町議会の調整結果をもとに審議するため、継続して審議を行うことになりました。

農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて(項目 No.7)

事務局から専門部会での検討結果の報告が行われ、  
(1)伊方町及び瀬戸町の選挙による農業委員会委員25名については、瀬戸町委員の任期である平成17年3月31日までの間、合併特例法第8条の規定により

新町の農業委員会委員として在任する。

(2)選任委員については、定数を7名とし調整する。

(3)農地部会の設置が必要となる。

という内容での検討結果が報告されました。

専門部会の報告内容にもとづき審議が行われた結果、在任特例の是非、定数の削減問題などについて、さらに継続して審議を行うことになりました。

#### 補助金、交付金等の取扱いについて（項目 No.18）

事務局から幹事会での検討結果の報告が行われ、基本調整方針（案）について審議した結果、次の内容を承認し確認いたしました。

『補助金交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも考慮しつつ、新町において公共的必要性、有効性、公平性を検討し、次の方針により調整する。

##### 1 公共的団体等に係るもの

(1) 2町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。

(2) 2町それぞれの独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実情をふまえ調整する。

##### 2 事業に係るもの

(1) 2町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、制度の統一化にむけ調整する。

(2) 2町において独自に実施している補助金、交付金等については、事業の実績をふまえ、新町において調整する。』

なお、今後、公共的団体に対して意向調査を行い、団体の統合に向けて協力を求めるとともに、調整方針に基づいて専門部会での作業を進めていくことを了承しました。

平成15年6月11日

伊方町・瀬戸町合併協議会  
会長 井上善一様

企画小委員会  
委員長 石崎照夫

伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、企画小委員会における審議の経過について報告いたします。

開催日時	平成15年6月11日(水) 午前10時00分～11時30分
開催場所	伊方町役場 全員協議会室
出席者	委員 8名( 欠席 0 ) 幹事 2名( 浜口課長 ・ 近田課長 ) 事務局 4名( 増田事務局長 ・ 山本班長 ) ( 坂本班長 ・ 三好班長 )
【 協議項目の審議の経過 】	
《継続協議》	
<u>新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について(項目No.10)</u>	
1) 新町将来構想、建設計画について 小委員会での審議経過について報告され、財政計画に盛り込まれるべき合併特例債や合併補助金の考え方、並びに新町の健全な財政運営を行うための先進地の事例、国・県等の指導方針等の考え方について事務局より説明を受けました。 その後意見交換を行い、各町の財政の現状把握の必要性や産業振興策の継続など従来の住民サービスが低下しないような方向での計画にしてほしいなど、現状を把握しながら新しい町の計画を策定していくことで、継続審議となりました。	
2) 策定スケジュールについて 新町将来構想、建設計画の策定スケジュールについて、事務局より経過の説明を受けました。今後、町議会の三崎町加入議決を受けて、愛媛県との協議も踏まえ策定スケジュールを再度検討する必要がある、継続審議となりました。	

# 議 案

議 案 第 9 号

平成 1 4 年度

伊方町・瀬戸町合併協議会会計決算書

伊方町・瀬戸町合併協議会

平成14年度 伊方町・瀬戸町合併協議会会計歳入歳出決算について

平成14年度 伊方町・瀬戸町合併協議会会計歳入歳出決算を、別紙のとおり提出する。

平成15年6月27日 提出

伊方町・瀬戸町合併協議会

会長 井上善一



## 審 査 意 見 書

平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会会計歳入歳出決算について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し精査した結果、決算計数は正確であり、予算執行及び会計経理は適正に行われており、会計決算は適正であるものと認定する。

平成15年6月5日

伊方町・瀬戸町合併協議会 監査委員 中 西 正 利

”

榊 田 信 夫

## 歳入歳出決算

### 歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
1 負担金					
	1 負担金	12,300,000	6,150,000	6,150,000	0
3 県支出金					0
	1 県補助金	2,000,000	2,000,000	2,000,000	0
4 諸収入					0
	1 雑入	1,000	33	33	0
歳入合計		14,301,000	8,150,033	8,150,033	0

### 歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額
1 運営費		5,544,000	1,680,075	3,863,925
	1 会議費	2,809,000	522,954	2,286,046
	2 事務費	2,735,000	1,157,121	1,577,879
2 事業費		8,734,000	6,403,290	2,330,710
	1 事業推進費	8,734,000	6,403,290	2,330,710
3 予備費		23,000	0	23,000
	1 予備費	23,000	0	23,000
歳出合計		14,301,000	8,083,365	6,217,635

# 歳入歳出決算事項別明細書

## 1 歳入

### 第1款 負担金

( 単位：円 )

科 目		当初予算額	補正予算額	予算現額	節		調定額	収入済額	収入未済額	説 明
項	目				区 分	金 額				
1 負担金										
	1 負担金	12,300,000		12,300,000	1 負担金	12,300,000	6,150,000	6,150,000	0	各町負担金 伊方町 3,075,000 瀬戸町 3,075,000

### 第3款 県支出金

( 単位：円 )

科 目		当初予算額	補正予算額	予算現額	節		調定額	収入済額	収入未済額	説 明
項	目				区 分	金 額				
1 県補助金										
	1 県補助金	2,000,000		2,000,000	1 県補助金	2,000,000	2,000,000	2,000,000	0	合併協議会運営費補助金 2,000,000

### 第4款 諸収入

( 単位：円 )

科 目		当初予算額	補正予算額	予算現額	節		調定額	収入済額	収入未済額	説 明
項	目				区 分	金 額				
1 雑入										
	1 雑入	1,000		1,000	1 雑入	1,000	33	33	0	預金利子 33

## 2 歳 出

### 第 1 款 運 営 費

(単位：円)

科 目		当初予算額	補正予算額	予備費支出及 び流用増減	予算現額	節		支出済額	不用額	説 明
項	目					区 分	金 額			
1	会 議 費	2,809,000			2,809,000		2,809,000	522,954	2,286,046	
	1 会 議 費	2,809,000			2,809,000	1 報 酬	1,606,000	517,000	1,089,000	委員報酬 517,000
						9 旅 費	850,000	0	850,000	委員旅費 0
						11 需用費	353,000	5,954	347,046	会議賄 5,954
2	事 務 費	2,735,000			2,735,000		2,735,000	1,157,121	1,577,879	
	1 事 務 費	2,735,000			2,735,000	3 職員手当等	306,000	53,995	252,005	時間外勤務手当 47,995 通勤手当 6,000
						4 共済費	55,241	55,241	0	社会保険料 55,241
						7 賃 金	488,000	441,450	46,550	臨時職員賃金 441,450
						9 旅 費	67,594	7,800	59,794	職員旅費 7,800
						11 需用費	490,165	381,725	108,440	消耗品費 175,165 印刷製本費 206,560
						12 役務費	153,000	36,010	116,990	通信運搬費 36,010 広告料 0 各種手数料 0
						13 委託料	851,000	27,300	823,700	事務処理支援委託料 27,300
						14 使用料及び 賃借料	219,000	153,600	65,400	自動車等借上料 153,600
						18 備品購入費	105,000	0	105,000	事務用備品 0

第 2 款 事業費

科 目		当初予算額	補正予算額	予備費支出及 び流用増減	予算現額	節		支出済額	不用額	説 明
項	目					区 分	金 額			
	1 事業推進費	8,734,000			8,734,000		8,734,000	6,403,290	2,330,710	
	1 事業推進費	8,734,000			8,734,000	8 報償費	200,000	0	200,000	謝金 0
						9 旅 費	100,000	0	100,000	講師旅費 0
						11 需用費	248,000	189,510	58,490	消耗品費 44,610 印刷製本費 144,900
						12 役務費	1,296,000	489,580	806,420	通信運搬費 489,580 手数料 0
						13 委託料	6,740,000	5,714,750	1,025,250	新町建設計画策定支援 2,000,000 ホームページ作成委託 624,750 事務事業一元化 例規立案策定支援 3,090,000
						14 使用料及び 賃借料	150,000	9,450	140,550	サーバ使用料 9,450

第 3 款 予 備 費

科 目		当初予算額	補正予算額	予備費支出及 び流用増減	予算現額	節		支出済額	不用額	説 明
項	目					区 分	金 額			
	1 予 備 費	23,000			23,000		23,000	0	23,000	
	1 予 備 費	23,000			23,000	1 予備費	23,000	0	23,000	予備費 0

平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会歳入歳出決算

(単位：円)

区 分	金 額
歳入予算現額	14,301,000 円
歳入決算額	8,150,033 円
歳出予算現額	14,301,000 円
歳出決算額	8,083,365 円
歳入歳出差引額	66,668 円
翌年度繰越額	66,668 円

参考資料

## 平成14年度 伊方町・瀬戸町合併協議会事業報告書

(平成15年3月31日現在)

伊方町・瀬戸町合併協議会

協議会等開催経緯

平成14年 12月24日	第1回幹事会
平成15年 1月14日	第1回 合併協議会（伊方町役場）
15日	事務事業一元化作業及び例規立案策定事業開始 事務事業等現況調査表入力 例規一覧表等作成
22日	協議会だより「キラリ」創刊号発行
25日	新しいまちづくりのための町民意向調査開始（2月24日まで） 2町全世帯 3,672世帯配布
28日	合併協議会ホ－ムページ開設
2月 5日	第2回幹事会
7日	電算システム検討会議（伊方町） 伊方町以私視察
21日	協議会だより「キラリ」第2号発行
24日	町民意向調査票回収 有効回収数 1,485票 有効回答率40.4%
26日	第3回幹事会
14日	第2回 合併協議会（瀬戸町民センター）
3月 3日	第1回住民小委員会
4日	第1回総務小委員会
4日	専門部会正副部会長会議 事務事業一元化すりあわせ作業説明 <b>事務事業一元化すりあわせ作業開始</b>
5日	第1回企画小委員会
7日	第1回行政組織小委員会
10日	第4回幹事会
10日	専門部会 総務・産業建設合同部会 事務事業一元化すりあわせ作業説明
17日	第3回 合併協議会（伊方町役場）
20日	専門部会 文教部会 事務事業一元化すりあわせ作業説明  専門部会 厚生部会 事務事業一元化すりあわせ作業説明  協議会だより「キラリ」第3号発行



# 平成14年度 伊方町・瀬戸町合併協議会事業報告

(平成15年3月31日現在)

## 1. 合併協議会・小委員会の開催

合併協議会		
日 程	会 議 名	内 容
平成15年 1月14日	第1回合併協議会 (伊方町役場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会規約等(組織・会議運営等)確認、承認</li> <li>・平成14年度事業計画・歳入歳出予算承認</li> <li>・小委員会役員を選任</li> <li>・合併協議項目、協議スケジュール及び協議方針承認</li> <li>・合併の方式について</li> <li>・合併の時期について</li> <li>・新町の名称について</li> <li>・新町の事務所の位置について</li> <li>・機構及び組織の取扱いについて</li> <li>・財産の取扱いについて</li> <li>・町議会議員の任期及び定数の取扱いについて</li> <li>・農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて</li> <li>・条例・規則の取扱いについて</li> <li>・新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について</li> <li>・地方税の取扱いについて</li> <li>・使用料、手数料の取扱いについて</li> <li>・特別職の身分の取扱いについて</li> <li>・一般職員の身分の取扱いについて</li> </ul> <p>提案し「合併の方式」及び「合併の時期」について確認されました。</p>
2月14日	第2回合併協議会 (瀬戸町民センター)	<p>新規協議として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域審議会の取扱いについて</li> <li>・一部事務組合等の取扱いについて</li> <li>・補助金、交付金等の取扱いについて</li> <li>・公共的団体等の取扱いについて</li> <li>・行政連絡機構の取扱いについて</li> <li>・町字名の取扱いについて</li> <li>・②慣行の取扱いについて 7項目の提案があり、小委員会に付託・検討し、協議することです承</li> </ul> <p>・平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会(任意)事業報告及び会計決算について報告があり、監査委員より監査報告を受け了承</p>
3月17日	第3回合併協議会 (伊方町役場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各小委員会報告</li> <li>・平成15年度伊方町・瀬戸町合併協議会事業計画及び会計予算について 原案のとおり承認</li> </ul> <p>継続協議として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新町の事務所の位置について</li> <li>・条例・規則の取扱いについて</li> <li>・特別職の身分の取扱いについて</li> <li>・一般職員の身分の取扱いについて</li> <li>・公共的団体等の取扱いについて</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・②慣行の取扱いについて 基本調整方針について提案</li> <li>・住民意向調査(アンケート)結果について 中間報告</li> </ul>
--	--	--

### 小委員会

日 程	会 議 名	内 容
平成15年 3月3日	第1回住民小委員会 (瀬戸町役場)	{新規} ・公共的団体等の取扱いについて ・行政連絡機構の取扱いについて ・町字名の取扱いについて ・慣行の取扱い  {継続} ・地方税の取扱いについて ・条例・規則の取扱いについて
3月4日	第1回総務小委員会 (伊方町役場)	{新規} ・補助金、交付金等の取扱いについて  {継続} ・一般職員の身分の取扱いについて ・条例・規則の取扱いについて
3月5日	第1回企画小委員会 (瀬戸町役場)	{新規} ・地域審議会について  {継続} ・新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について 町民意向調査中間報告 新町将来構想素案
3月7日	第1回行政組織小委員会 (伊方町役場)	{新規} ・一部事務組合等の取扱いについて  {継続} ・新町の事務所の位置について ・特別職の身分の取扱いについて

### 2. 幹事会・専門部会の開催

#### 幹事会

日 程	会 議 名	内 容
平成14年 12月24日	第1回幹事会 (伊方町役場)	第1回合併協議会提案事項等協議
平成15年 2月5日	第2回幹事会 (瀬戸町役場)	第2回合併協議会提案事項等協議
2月26日	第3回幹事会 (伊方町役場)	各小委員会付託協議事項等の調整方針案の検討
3月10日	第4回幹事会 (伊方町役場)	第3回合併協議会提案事項等協議

### 専門部会

日 程	会 議 名	内 容
平成15年 2月 7日	電算システム検討会議 (伊方町役場)	・検討チームの任務及び作業スケジュール等について ・2町の電算化の状況について(業者説明) ・伊方町のシステムの視察 ・意見交換
3月 4日	専門部会正副部会長会議 (伊方町役場)	・事務事業一元化作業についての説明会 事務事業のすりあわせ作業について 事務担当者等説明会の開催について
3月10日	総務・産業建設合同部会 (伊方町役場)	・事務事業一元化作業についての説明会 事務事業のすりあわせ作業について
3月20日	文教部会 (伊方町役場)	・事務事業一元化作業についての説明会 事務事業のすりあわせ作業について
	厚生部会 (伊方町役場)	・事務事業一元化作業についての説明会 事務事業のすりあわせ作業について

### 3. 新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成

#### 事業内容

- ・町民意向調査 調査期間 平成15年1月25日～2月24日  
配布数(全世帯) 3,672票  
有効回収数 1,485票  
有効回答率 40.4%
- ・新町将来構想・新町建設計画策定調査及び町民意向調査  
委託業者 (株)ぎょうせい

### 4. 事務事業一元化・例規立案策定事業

#### 事務事業一元化作業

- 作業開始 平成15年1月15日
- ・各町事務事業等現況調査入力  
担当者で入力
  - ・事務事業名一覧表及び現況調査表作成  
委託業者 (株)ぎょうせい

#### 事務事業すりあわせ作業

- 作業開始 平成15年3月4日  
作業終了 平成15年6月末日  
完了目標期日(専門部会) 平成15年9月末日

#### 例規立案策定事業

- ・例規一覧表及び例規原案作成調書の作成など
- 作業開始 平成15年1月15日  
委託業者 (株)ぎょうせい

### 5. 合併協定項目の協議

合併協議完了目標期日 平成15年12月25日

- 6 . 協議会だより及びホームページによる情報提供  
協議会の協議状況や合併関係情報などの情報提供。  
協議会だより「キラリ」  
平成15年1月22日創刊号を発行し毎月22日を基本に発行  
全3回発行

ホームページ  
平成15年1月28日開設  
<http://www.ikata-setogappei.jp/>

- 7 . その他

そ の 他

その他

伊方町・瀬戸町合併協議会への三崎町の加入について

# 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約

(設置)

第1条 伊方町、瀬戸町及び三崎町(以下「3町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

(名称)

第2条 この合併協議会の名称は、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会(以下「協議会」という。)とする。

(担当事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 合併の是非を含めた3町の合併に関する協議
- (2) 法第5条に基づく新町建設計画の作成
- (3) 3町の合併に必要な調査研究
- (4) 前3号に掲げるもののほか、3町の合併に関し必要な事項

(事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1伊方町役場内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、3町の長の協議により、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 3町の長
- (2) 3町の議会の議長及び議会の選出する議員各3名
- (3) 3町の長が選出する学識経験を有する者各12名

2 前項の委員のほか、必要に応じて3町の長が協議により定めた者を委員として加えることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。  
(小委員会)

第11条 協議会は、担当事務の一部について調査及び審議するため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。  
(幹事会及び専門部会)

第12条 協議会に提案する事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議し、又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。  
(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の組織、運営その他必要な事項は、3町の長が協議して別に定める。  
(経費の負担)

第14条 協議会の運営に必要な経費は、3町が均等に負担する。  
(顧問)

第15条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問の設置に関し必要な事項は、会長が別に定める。  
(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、3町の監査委員各1名に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、3町の長が協議して別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 会長、副会長、委員、顧問及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。  
(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年7月1日から施行する。



## 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約に関する協議書

伊方町長、瀬戸町長及び三崎町長（以下「3町の長」という。）は、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する3町の長が協議して定める事項について、下記のとおり変更したので、協議書を取り交わす。

### 記

#### 協議して定める事項

- 1 規約第6条第1項 (会長及び副会長)
- 2 規約第7条第1項第3号及び同条第2項 (委員)
- 3 規約第13条第2項 (事務局)
- 4 規約第17条 (財務に関する事項)

#### 協議して定めた事項

- 1 規約第6条第1項に規定する会長及び副会長の選任について

会長には、瀬戸町長 井上善一を選任する。

副会長には、伊方町長 中元清吉、三崎町長 宮本征士を選任する。

- 2 規約第7条第1項第3号及び同条第2項に規定する学識経験を有する者及び協議により定めた者について

##### (1) 3町の長が各々選出する学識経験者

伊方町	瀬戸町	三崎町
田中康司	阿部好晴	福田一郎
篠川晴子	山本眞平	清水智素子
樋田剛	宮下寛	福島三郎
木下清	井戸本昭夫	中田幸藏
二宮定正	石崎照夫	西谷傳
田縁柳太郎	福島朝行	其田稔
山口和哉	井上喜代男	清家慎太郎
大森次郎	河野ヤヨイ	小松道夫
小林栄喜	藤村泰昭	村市忠
古田宇佐彦	宮本敏光	梶谷吉幸
藤井順子	谷口利治	西川一彌
中藤勇	佐々木喜美香	小林文夫

- (2) 3町の長が協議により定めた者（愛媛県職員）  
愛媛県八幡浜地方局総務福祉部長 藤田 昭 作

3 規約第13条第2項に規定する事務局について

下記のとおりとし、事務局規程については別添のとおりとする。

職氏名	事務局長	増田愛明				
	総務班長	山本桂二	調整第1班長	坂本明仁	調整第2班長	加藤克馬
	計画班長	三好 要	班長補佐	河上芳輝	班長補佐	竹内元昭
	庶務	明神千登勢				

4 規約第17条に規定する協議会の予算の編成、現金の出納その他財産に関し、必要な事項について

財務規程等については別添のとおりとする。

5 協議内容等の変更について

協議内容等に変更が生じたときは、別に協議書を取り交わすものとする。

上記協議の証として本書3通を作成し、各1通を所持するものとする。

平成15年6月27日

伊方町長 中 元 清 吉 印

瀬戸町長 井 上 善 一 印

三崎町長 宮 本 征 士 印

## 第7回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会開催一覧表

	開催町	開催場所	開催日時
第1回	伊方町	伊方町役場	平成15年1月14日(火) 14:00~
第2回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年2月14日(金) 14:00~
第3回	伊方町	伊方町役場	平成15年3月17日(月) 14:00~
第4回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年4月17日(木) 14:00~
第5回	伊方町	伊方町役場	平成15年5月23日(金) 10:00~
第6回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年6月27日(金) 10:30~
第7回	伊方町	伊方町民会館	平成15年7月2日(水) 14:00~